

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。(平成30年8月1日～平成31年7月31日時点)

1.労働者派遣法の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の料金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
139	27	¥15,802	¥11,025	30.2%

※マージン率とは
派遣先より株式会社ワープルに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

《マージンに含まれる費用》

社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料 雇用保険料・労働災害保険などの事業主負担分	
福利厚生費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません) 作業服や作業具費。資格取得費用。派遣従業員用寮の入寮初期費用	
会社運営費用	健康診断費用	一般健康診断及び特定健康診断・生活習慣病健診の受診費用 ストレスチェック 毎年1回、ストレスチェックを実施。産業医面談
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費用(求人誌及びインターネット等) 現地面接等における会場費・交通費等
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する労務費用全般 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業担当者等の人件費及び活動費・法廷手続費用・オフィス賃貸料 通信費・光熱費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益	

2.教育訓練に関する事項

- ・安全衛生教育
- ・個人情報保護に関する教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・人材派遣のシステム基礎教育
- ・職長教育
- ・危険予知トレーニング
- ・フォークリフト技能
- ・玉掛け技能
- ・アーク溶接特別教育
- ・クレーン(5t未満)
- ・キャリアアップ計画における教育(主にeラーニングによるキャリアアップに資する教育訓練)

3.派遣料金について

派遣料金については、派遣先により多少の違いはありますが、一番多くを占めるのが派遣従業員の給与で、料金総額の約70%程度です。次いで事業主負担分の保険料金が約10%程度となります。
また、派遣従業員の方が有給を取得する際の休暇期間については派遣先に料金請求できませんが、派遣会社は雇用主としての賃金支払いが生じる為、その引き当て分としての費用が含まれています。
その他上記の表に示した費用を差し引いた残り約2.0%程度が営業利益となります。